

「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図

児童生徒の気になる情報（学校・家庭・地域からの情報）

↓
＜事実確認・情報収集＞担任・学年主任等

↓
管理職・生徒指導主事・関係者による協議
○担任は家庭（本人・保護者）に連絡
○生徒指導主事は教頭・部主事・グループ主任・教育支援部長などに連絡

いじめ防止対策委員会

校長 教頭 部主事 生徒指導主事
教育支援部長 人権同和教育主任 養護教諭
スクールカウンセラー 当該児童生徒の担任・グループ主任
*ほかに必要に応じて、校長が認める職員

①調査・実態把握

②指導方針の決定

③役割分担の決定

- ・被害者への対応
- ・傍観者への対応
- ・マスコミへの対応
- ・加害者への対応
- ・保護者への対応

警察・児童相談所

教育委員会・関係諸機関

職員会議

＜共通理解の形成＞

- ・事件概要の把握
- ・指導方針の理解

指導の継続、経過観察、本人・保護者との面談

↓
問題の解決・終結へ